



2018.6.5

No. 293

MONTHLY

れんごう

北海道

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

毎月5日発行 定価1部10円 (組合員の購読料は組合費に含む)
1996年3月4日第三種郵便物認可

発行

日本労働組合総連合会 北海道連合会

発行責任者 杉山 元

T060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 はくろうビル6F TEL (011) 210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

働き方改革関連法の強行採決反対! 高プロ削除を求めて緊急街頭集会を開催

連合北海道は5月23日、札幌市で働き方改革関連法の強行採決に抗議する緊急街頭集会を開催した。集会には産別組合員ら約150名が参加。働き方改革関連法案の国会審議が正念場を迎えている中、強行採決は認められないことや高度プロフェッショナル制度(高プロ)の削除を求めて闘い続けることを確認した。冒頭、挨拶した出村会長は「今すべきことは過労死や過労自殺の現実を直視し、仕事の見直しや人員配置に手をつけること」と指摘し、高プロについて「働かせ放題、残業代ゼロ制度はいらぬ」と断じた。さらに働き方改革関連法案の審議について「立憲民主党や国民民主党が提出した対案も含めて十分な議論が必要だ。強行採決は絶対に認められない」と強く訴えた。連帯の挨拶に駆けつけた立憲民主党北海道連合の大島副代表は「高プロは切り離して議論しなけ

れば、働く者や過労死遺族の声に応えることはできない。地域、働く者の声を受けて闘い続ける」。また、国民民主党の三津道議会議員も「企業にとって働かせやすくするための法案を認めるわけにはいかない。闘いは続く。あきらめてはいけない。共に闘う」と、それぞれ決意を述べた。最後に連合北海道石狩地協の太田会長の音頭で団結ガンバローを三唱し、高プロ削除を求めて闘い続けることを確認した。



〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3644>



全道キャラバンスタート 1ヵ月かけ全道一周 クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン第3弾

連合北海道は「クラシノソコアゲ応援団!RENGOキャンペーン」第3弾の行動として、5月10日～6月8日までの約1ヵ月間の日程で、道内13地協による全道キャラバン行動を実施している。全道キャラバン行動では、国会で審議されはじめた働き方改革関連法案に含まれている高度プロフェッショナル制度等の問題点をはじめとする、別記の運動課題について道民に広く理解を求め、

世論喚起を図る。

初日の10日には、札幌市の紀伊國屋書店前で「出発街頭集会」を開催し、産別、地協から約100名が参加した。

連合北海道の出村会長は、国会で審議されている働き方改革法案について、「連合の考えに沿った内容もあるが、働かせ放題が危惧される高度プロフェッショナル制度の創設が含まれており、なんとしても撤回させなければ

ばならない」と強く訴え、立憲民主党や国民民主党が提出した対案を労働者保護の内容と評価し、「野党案の成立のために地域から後押ししたい」とキャラバンの目的について述べた。続いて立憲民主党道連幹事長の市橋修治道議も「高度プロフェッショナル制度は、残業代ゼロ法案と称されたホワイトカラーエグゼンプションが名前を変えただけのもの」と指摘し、「野党がどうつめるか注目してほしい。全道各地で訴え、働く者の声を吸い上げてほし

い。その声を受け止めて私たちも頑張る」。また、地域を代表して連合北海道石狩地協の太田会長は「全道キャラバンを通じて連合がめざす働く者を軸とする社会の実現に向けた考えを発信し、世論喚起を促したい」と、それぞれ決意を語った。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3601>



「ベルコ闘争中間報告集会」を開催

闘いのヤマ場迎え、これまでの経過と重要性を再確認

ベルコ闘争は、業務委託契約を多用して、労働関係諸法令の適用を免れる仕組みを考案し、雇用責任を代理店主に押し付けるといった、まさに、労働法の存在意義とこれからの日本の雇用のあり方が問われる事案である。

5月15日、北海道労働委員会にて被申立人(株式会社ベルコ)側の審問が行われ、本闘争もヤマ場を迎えた。この間の闘いの経過と重要性について改めて再確認する場として、連合北海道は、同日夕、札幌市内において「ベルコ闘争中間報告集会」を開催した。平日夕刻からの開催にもかかわらず、構成組織や地域協議会、弁護士、マスコミなど約80名が集結した。

冒頭、主催者を代表して出村会長は、全ベルコ労働組合が結成するまでの経緯や株式会社ベルコの組織状況、ベルコ代理店の劣悪な労働条件の内容に触れつつ、労働者保護がいかに重要であることを訴えた。

次いで、全ベルコ労働組合の構成組織である情報労連本部の水野組織対策局長が、業務委託の名のもと、労働者保護から免れて業務委託先に強い指揮命令をしているベルコ方式の実態を見据えた上で、「安倍政権が押し進めようとしている『雇用関係によらない働き方』が進んでいくことになると、これからの未来の大きな課題となる」と声をあげた。

続けて、全ベルコ労働組合裁判闘争支援対策チーム



のアドバイザー、道幸北大名誉教授が「労働組合運動は、個々人の自主的な疑問や働き方の問題について仲間が話し合っていくことであり、民主主義の基盤だ」と強調し、ベルコのような業務委託契約の形式を取りながら、ベルコが業務委託先の主導権を握る実態に対して「労働者の疑問や話し合いを排除するシステムには大きな問題がある」と指摘した。

その後、ベルコ闘争弁護団の棗弁護士からは、この間の裁判及び労働委員会における闘いの報告があり、今後

の流れについては「労働委員会が7月17日に結審し、命令は9月末までに出る予定。裁判が6月22日に結審し、8月頃判決予定」との説明を受けた。

支援要請では、全ベルコ労働組合の高橋執行委員長が、これまでのベルコ闘争にかかわる関係者に感謝の意を述べた上で、今後の引き続きの支援を要請した。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3651>

連合北海道事務局長談話

TPP11(包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定) 承認案採決に抗議する談話

本日、政府与党は衆議院本会議において、米国を除く環太平洋経済連携協定参加11カ国の新協定「TPP11」の承認案を採決・可決した。

この間、連合北海道はTPP協定に対して「協定参加のメリットやデメリット、影響試算などの情報開示のないまま、説明責任も無く、幅広い国民的議論も無く、本質的な国会審議も無い、TPP11協定の国会承認に断固反対する」との談話を発してきた。

TPP11は第一条で「元のTPP協定を全て取り組む」としており、関税撤廃、非関税障壁の撤廃などによるTPPの本質は変わらない。また、なに一つ審議されないままでの採決であり、まったく変更は無い。あいつぐ国会軽視に強く抗議するとともに、断固反対する。

TPP同様、TPP11の国会審議についても、食の安全、医療、保険、環境、労働、貿易、投資、知的財産など、国民の誰もが仕事や生活で何らかの影響を受けることから、多くの国民が心配し、その情報開示と本質的

な論議を求めてきた。

特に北海道は農林水産業など一次産業が基幹産業である。TPP同様、関連する流通やサービスなどの業種にも直接、多大な影響を及ぼし、雇用や労働条件・環境など労働問題とも関係する。

しかし、衆議院外務委員会での審議は、各国との交渉経過すら明らかにせず、たった3日、わずか6時間である。

我々は、改めて協定参加のメリットやデメリット、影響試算などの情報開示のないまま、説明責任も無く、幅広い国民的議論も無く、本質的な国会審議も無い、TPP11協定の国会承認に断固反対する。

あわせて、良識の府・参議院での徹底した情報開示と本質的な論議を強く求めるものである。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3620>

室蘭工大でワークルール寄付講座 3年連続で開催

3年目となった今回は、「はたらくことにつまづかないワークルール講座」と題して連合北海道の齊藤勉副事務局長がメイン講義を行った。

その後、JICA職員の野吾奈穂子さんが自作のSDGsソングを歌いながら国連の持続可能な開発目標であるSDGsについて解説した。

また、青年海外協力隊に室蘭工業大学より44名が参加した実績もあることから、協力隊OGであり現在JICA職員の細川知世さんが、ポリビアでの自分の経験も入れながら取り組みについて紹介した。

最後に、地元の労働相談窓口でもある室蘭地区連合の

浦野稔事務局長が「気軽に相談してください」と締めくくり、講座を終了した。

〈学生からの質問〉(一部修正)

- 塾のバイトで往復のバス代は出ますが、帰りの時間にバスがありません。バイトが終わったらすぐ帰りたいのです。こんなとき、どうすればいいのですか？自力で帰ろうとするとタクシーになってしまいます。
- 室蘭では最低賃金以上払ってくれるバイトが少ないのです。どうすれば高い賃金で働けますか？
- (長い)休みがほしいといえ、休みは絶対とれますか？

- アルバイトをしていて、ミスが多かったりして「明日から来なくていい」などといわれバイトを強制的に止めさせられることは実際あるのですか？それは違法で



すか？

- 大学・大学院卒の生涯賃金の差はありますか？
- コンビニバイトを考えているのですが、時間がなかなかありません。相談したいでバイトの時間は変えることが出来るのでしょうか？
- バイトを勝手に辞めると何らかの罪に問われる可能性がありますか？
- バイトをして私自身に収入が増えると(給付と第一種)奨学金付与の対象から外れてしまいますか？

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=3611>

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

国内で就労している外国人は多数おりますが、その就労状況を見ると、社会保険等の未加入や適正な労働条件が確保されていない等の問題が散見されます。

このような状況を踏まえ、外国人を雇い入れる際は、次の3点をご確認ください。

- ①就労が認められる在留資格であること
- ②雇入れ・離職の際には、それぞれハローワークに届出を行うこと
- ③社会保険等の加入をはじめ適正な雇用管理を行うこと

なお、厚生労働省では雇用対策法に基づく、外国人

労働者の適正な雇用管理のための指針を定めていますので、ご確認いただき、外国人を雇用する際は、ルールを守って適正に雇用するようお願いいたします。

また、お問い合わせにつきましては、お近くのハローワークまたは労働基準監督署までお願いします。

「外国人労働者問題啓発月間」に関する詳細は厚生労働省のHPでもご覧いただけます。



<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000086136.html>

好評配布中!

組合員特別優待クーポン誌

ゆに・ぽん



2018ゴルフ場特別企画

連合北海道HPにも掲載中



ゴルフのおともにご利用ください。



6月の主な動き

イベントカレンダー

■働き方改革学習会

4日(月) 18:00 / ポールスター札幌

■地方連合会代表者会議

6日(水) 14:00 / 浦安プライアントホテル

■第77回中央委員会

7日(木) 10:00 / 浦安プライアントホテル

■サハリン州労組との定期交流

11日(月)～14日(木) / ロシアサハリン州

■女性のための全国一斉労働相談

15日(金) 10:00 / 連合北海道事務局

■雇用における男女平等に関する要請

15日(金) 14:00 / 北海道労働局

■第8回執行委員会

19日(火) 10:15 / 連合北海道会議室

■第69回地方委員会

19日(火) 13:30 / ロイトン札幌

■第7回地協事務局長会議

19日(火) 16:00 / ロイトン札幌

■平和行動 in 沖縄

21日(木)～25日(月) / 沖縄県

■地域公共交通を考えるPT第3回講座

25日(月) 13:00 / 自治労会館

■第9回中央執行委員会

28日(木) 13:30 / 連合会館

■ユニオンアカデミー in 十勝

29日(金) 19:00 / 帯広市

■第13回全道中小労働者研修・交流会

30日(土) 13:30 / 洞爺湖町